

朝霞市選挙管理委員会臨時会議事録

令和3年1月21日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会臨時会	
開 催 日 時	令和3年1月21日（木） 午前10時00分から 午前10時31分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会臨時会

令和3年1月21日（木）

午前10時00分から

午前10時31分まで

朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第2号 選挙時登録の登録基準日等の決定について

議案第3号 登録の移替えの延期を定めることについて

議案第4号 投票所の指定について

議案第5号 期日前投票所の指定について

議案第6号 選挙長の選任について

議案第7号 選挙長の職務代理者の選任について

議案第8号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について

議案第9号 選挙会の日時及び場所の決定について

議案第10号 投票所における候補者氏名等掲載の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

議案第11号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について

議案第12号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

議案第13号 啓発宣伝計画の決定について

議案第14号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

議案第15号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

議案第16号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について

在外選挙人関係

議案第17号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第18号 在外選挙人名簿から抹消することについて

5 閉会

出席委員（４人）

委員 長	細 田 昭 司
委員 長 代 理	加 藤 洋 子
委 員	曾根田 晴 美
委 員	金 子 智恵子

事 務 局 選挙管理委員会事務局長	渡 辺 淳 史
事 務 局 選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	大 高 亮
事 務 局 選挙管理委員会事務局選挙係長	佐 藤 真
事 務 局 選挙管理委員会事務局選挙係主事	大 澤 識 人

資料一覧

- ・選挙管理委員会臨時会次第
- ・選挙管理委員会臨時会 出席一覧表
- ・議案第２号 選挙時登録の登録基準日等の決定について
- ・議案第３号 登録の移替えの延期を定めることについて
- ・議案第４号 投票所の指定について
- ・議案第５号 期日前投票所の指定について
- ・議案第６号 選挙長の選任について
- ・議案第７号 選挙長の職務代理者の選任について
- ・議案第８号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について
- ・議案第９号 選挙会の日時及び場所の決定について
- ・議案第１０号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・議案第１１号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について
- ・議案第１２号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について
- ・議案第１３号 啓発宣伝計画の決定について
- ・議案第１４号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について
- ・議案第１５号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・議案第１６号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について
- ・議案第１７号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・議案第１８号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・朝霞市長選挙における臨時啓発について
- ・朝霞市長選挙における街頭啓発について
- ・在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・別紙 ポスター掲示場

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会臨時会を開きます。

緊急事態宣言発令中での臨時会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、議案が全部で17件です。慎重なる御審議をお願いしたいと存じます。

それでは、議事に入らせていただきます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

委員会規定第18条第2項の規定によりまして、金子委員、お願いいたします。

○金子委員

よろしくお願いいたします。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第2号 選挙時登録の登録基準日等の決定について

○細田委員長

では日程4、議題、朝霞市長選挙関係でございます。

「議案第2号 選挙時登録の登録基準日等の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第2号、選挙時登録の登録基準日等の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における公職選挙法第22条第3項の規定に基づき行う選挙人名簿の登録基準日及び登録日を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、登録基準日、令和3年2月20日。ただし、年齢要件については令和3年3月1日。

2、登録日、令和3年2月20日。

以上となります。

○細田委員長

はい、ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第3号 登録の移替えの延期を定めることについて

○細田委員長

次に、「議案第3号 登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第3号、登録の移替えの延期を定めることについて。

朝霞市長の任期が令和3年3月16日に満了することに伴い、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、朝霞市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期することについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

登録の移替えを延期する期間、令和3年1月26日から朝霞市長選挙期日まで。

以上となります。

○細田委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なし、の声)

なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第4号 投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第4号 投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第4号、投票所の指定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

第1投票区から第23投票区まで、下記のとおりとなっております。

以上です。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第5号 期日前投票所の指定について

○細田委員長

次に、「議案第5号、期日前投票所の指定について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

はい。

議案第5号、期日前投票所の指定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における期日前投票所を次のとおり指定することについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

期日前投票所としまして、朝霞市役所内、朝霞台出張所内に設けまして、期間としましては、令和3年2月22日から令和3年2月27日までとしております。

以上となります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第6号 選挙長の選任について

○細田委員長

次に、「議案第6号 選挙長の選任について」を議題といたします。

本議案は私の一身上に関することですので、地方自治法第189条第2項の規定により

暫時委員長の席を加藤委員長代理に交代し、退席させていただきます。

それでは加藤委員長代理、よろしくお願いします。

[細田委員長 退場]

○加藤委員長代理

加藤でございます。

しばらくの間、委員長の職務を行います。

それでは、議案第6号について事務局の説明を求めます。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第6号、選挙長の選任について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における選挙長を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

細田委員長を選任したいと考えてございます。

以上です。

○加藤委員長代理

ありがとうございます。

それでは、ただいま説明がありましたが、何か御質疑ございますでしょうか。

(なし、の声)

ありがとうございます。

では、質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第6号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

委員長席を委員長と交代いたします。

ありがとうございました。

[細田委員長 入場]

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第7号 選挙長の職務代理者の選任について

○細田委員長

引き続きまして、「議案第7号 選挙長の職務代理者の選任について」を議題といたします。

本議案は加藤委員長代理の一身上に関することですので、先ほどと同じように地方自治法第189条第2項の規定により、暫時、加藤委員長代理の退室をお願いします。

[加藤委員長代理 退場]

それでは提案理由の説明をお願いします。

○事務局・佐藤係長

議案第7号、選挙長の職務代理者の選任について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における選挙長に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を次のとおり選任することについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

加藤委員長代理を選任したいと考えてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり承認されました。

それでは、加藤委員長代理の入室をお願いいたします。

[加藤委員長代理 入場]

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第8号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について

○細田委員長

「議案第8号 開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第8号、開票の事務を選挙会の事務に併せて行うことの決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における開票の事務は、公職選挙法第79条第1項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行うことについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑を求めます。

質疑よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第8号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第9号 選挙会の日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第9号 選挙会の日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第9号、選挙会の日時及び場所の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における選挙会の日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

- 1、日時、令和3年2月28日、午後9時。
 - 2、場所、朝霞市立総合体育館サブアリーナ。
- 以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑をお願いします。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第9号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第10号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第10号 投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長

○事務局・佐藤係長

議案第10号、投票所における候補者氏名等掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙において、公職選挙法第175条第1項の規定に基づき行う候補者の氏名等の掲示につき、同条第3項本文の規定に基づき行うくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

- 1、日時、令和3年2月21日、午後5時5分。

2、場所、朝霞市役所401会議室。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第10号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第11号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について

○細田委員長

次に、「議案第11号 立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第11号、立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における立候補届出の受付場所及び受付順序の決定方法を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、受付場所、朝霞市役所401会議室。

2、受付順序の決定方法、受付日当日午前8時30分までに受付場所に到着している者については、くじで受付順序を決定し、午前8時30分を過ぎた後に受付場所に到着した者については、到着順に受付をする。

前記のくじは、まず、くじを引く順序を定めるくじを行い、次に受付順序を決定するくじを行う。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑をお願いします。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第11号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第12号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第12号 告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第12号、告示日以前における不在者投票用紙等の郵送開始期日の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項及び第59条の5の4第7項の選挙管理委員会の定める日は、告示日前2日（2月19日）とすることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

説明が終わりました。

何か御質疑ございますか。

もう少し補足説明、佐藤係長してくれる。

○事務局・佐藤係長

はい。

不在者投票用紙の郵送につきましては、体の不自由な方ですとか介護を伴う方で、郵便投票という制度がございます。その郵便投票をするのに当たりまして、期日を前もって定めることによって投票人の利便性を上げるために、告示日より二日前からできるということでの議案になります。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第12号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第13号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第13号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

○事務局・佐藤係長

議案第13号、啓発宣伝計画の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりください。別紙が付いてございます。

臨時啓発につきましては、こちらにございますが市役所庁舎、産業文化センターに懸垂幕を2張、予定しております。それから駅のロータリー等に横断幕を6張、予定してございます。それから、のぼり旗を市内各所に110本立てる予定でございます。

それから、ポスターを各施設、朝霞高校、朝霞西高校、東洋大学にも御協力いただき掲載する予

定でございます。

それから、駅等、総合窓口課のロビーでございます、電光掲示板で啓発を予定してございます。

1 ページ、おめくりください。

文章としまして、朝霞市の市の広報 2 月号ですとか、市ホームページでも選挙につきまして公報いたします。

それから、選挙公報につきましては、2 月 2 1 日の立候補の受付が終わりましたら、すぐ印刷に取り掛かりまして、その後、各戸にポスティングによる配布を予定しております。

それから、SNS、ツイッター、フェイスブック等で配信を予定しております。

それから、広報車等による巡回、防災無線による広報等も予定してあります。

次のページを御覧ください。

街頭啓発も予定してございまして、緊急事態宣言の動向を見据えて、実施の有無については判断したいと考えてございますが、現時点では街頭啓発も考えてございまして、駅前街頭啓発では、選挙管理委員の皆様にも御協力いただく予定となっております。

それから、明るい選挙推進協議会にも各支部別ごとをお願いをしてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑をお願いします。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第 1 3 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 1 3 号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第 1 4 号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第 1 4 号 選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第14号、選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1、日時、令和3年2月21日、午後5時5分。

2、場所、朝霞市役所401会議室。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

直ちに質疑を許します。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第14号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第15号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第15号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

説明をお願いします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第15号、ポスター掲示場設置の場所の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙における朝霞市の議会の議員及び長の選挙におけるポス

ター掲示場の設置に関する条例第1条の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

1枚おめくりいただきまして、別紙を御覧ください。

各投票区ごとにポスター掲示場が設定されてございまして、第1投票区から第23投票区まで、合計173か所となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第15号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第16号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について

○細田委員長

「議案第16号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について」を議題といたします。

直ちに説明をお願いします。

○事務局・佐藤係長

議案第16号、ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について。

令和3年2月28日執行の朝霞市長選挙において、公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、2月21日とすることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

以上になります。

○細田委員長

説明が終わりました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第16号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、朝霞市長選挙関係を終了いたします。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第17号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第18号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第17号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第18号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

一括して提案理由の説明を求めます。

大澤主事。

○事務局・大澤主事

議案第17号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人となっております。

裏面を御覧ください。

今回登録される者の名前、住所、生年月日等が書いてございます。

続きまして、議案第18号、在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和3年1月21日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1人。女、0人。計、1人となっております。

こちら裏面を御覧ください。

今回抹消される方の名前、住所、生年月日等が記載されてございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは初めに、議案第17号につきまして御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第17号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第18号につきまして御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第18号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり承認されました。

以上、議案関係17件が全て終了いたしました。

この際でございますが、委員の方から何かございますか。

○金子委員

よろしいでしょうか。

○細田委員長

どうぞ。

○金子委員

駅前街頭啓発、2月25日木曜日6時からと先ほどおっしゃいまして、委員が2人、2人となっておりますけれども、先日の会議のときに、25日5時に市役所で委員会がありますよとおっしゃったんですけど、委員会終わってから行かれるんですか。ここに。

○事務局・佐藤係長

はい。おっしゃるとおりでございます。

25日に立会人の決定の会議を行いまして、その後、こちらに移動ということをお願いしたいと思えます。

○金子委員

分かりました。

そのときは、個人個人で行かれるんですか。この駅までは。

○事務局・佐藤係長

駅前までは職員も随行いたしますので、一緒に行くという形になります。

○金子委員

分かりました。ありがとうございます。

もう一点、よろしいですか。

○細田委員長

はい。どうぞ。

○金子委員

先ほどの最後の投票日のサブアリーナでございましたけれども、そのサブアリーナというのは上履きか何かを持って行くのですか。それとも、この履いたままの靴でよろしいんですか。

○細田委員長

はい。どうぞ。

○事務局・佐藤係長

事務局でスリッパ等も御用意させていただきます。報道関係ですとか警察等も来ますので、養生シートを敷きまして、そのままの靴でも上れるようにしますが、こちらでスリッパも御用意いたします。

また、職員につきましては、作業しやすいということで体育館シューズ、運動靴等の着用を求めらる予定でございます。

以上になります。

○金子委員

ありがとうございました。分かりました。

○細田委員長

事務局から何かありますか。

ないですか。

◎5 閉会

○細田委員長

以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会臨時会を閉会いたします。

委員長 _____

委員 _____